

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和3年9月9日（木曜日）

総務消防委員会

日時 令和3年9月9日（木曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部

第88号議案	「質疑・討論・採決」
第89号議案	「質疑・討論・採決」
第90号議案	「質疑・討論・採決」
第91号議案	「質疑・討論・採決」
第136号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	小野田直美	副委員長	佐宗龍俊	
委員	柴田賢治郎	山田辰也	長田共永	滝川健司
議長	鈴木達雄			

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代

開 会 午前9時00分

○小野田直美委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、8日の本会議において、本委員会に付託されました第88号議案から第91号議案まで及び第136号議案の5議案について審査します。審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第88号議案 新城市個人情報保護条例及び新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第88号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第89号議案 新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 昨日の本会議の説明で、いろいろ問題点とかいろいろな点の説明を受けたんですが、このバスというのは車の免許がなかったりのお年寄りのために市内を循環させる、それが目的で、市民福祉のためだという観点だと私は思ってます。ですからこの市

民の福祉の点から見ますと、たとえ合理性とかそういうものを考えても、そのバス停を廃止するというのはどうも納得できないところがあるんです。

それでその中でちょっと疑問に思った点は、現在のバス停を残すということなんですが、もっくるのバス停を造るに当たって、さきの質疑の中で、実際に見に行ってきたんですけど、もっくるの中にバス停を造ったときに、ここにお年寄りとか、そういう方たちが来るんですけど、どうもあの狭いバス停では危険度があるものですから、そういう点を考えると無理に古いところを廃止する必要はないと思いますけど、その合理性なのか、安全性を考えて、私は残すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 危険というところのお話しがございました。現在、実をいいますと、もっくる新城内で工事等を進めておりまして、やはり車、バスが入るところがございまして、やはり危険度は増すと思います。

それでその工事で、やはり歩行者と車のちゃんとした分けというか、そういったものを施す工事をしておりますし、歩くエリアというか、そういったエリアもちゃんと確保しながらバスを止めるところを色で分けながら、歩車分離というのでしょうか、そういった施しをして対応したいなと思っておりますし、また雨宿りのできる屋根だとか、トイレだとか、休憩できる椅子等もございまして、もっくる新城内にバス停を置き、乗っていただく方の利便性を上げていきたいなと思っております。

以上です。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私も子どもの送り迎えで、歩車分離にして安全面を考えてやりましよう

と新城警察署から出て、いいなと私は思いました。ですから今の歩車分離については納得できる点があるんですけども、どうもあそこは狭いと。先日の高速バスを止めたり、JRバスはちょっと分からないんですけど、練習をしておりましたけど、どうも入り口から入ってきたバスが右へ大きく振って、場所は観光協会でちょっと聞いたら、足湯の辺とか、あの辺じゃないかと思うんですけど、トイレがあるから便利かもしれないけど、どうしてもこの入り口のところの車というのは出てくる人も危ないし、これから乗る人も、車で送って来てもらうというのかもしれないんですけど、自転車で来たりすることもあるもので、その辺を考えるとあそこはちょっと狭過ぎるんじゃないかと、そういう感じがありますけど、道路でも歩車分離にした場合は、かなり広く取ってあるんですけど、あそこは狭いという、そういう感じは現場を見て思わなかったでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 確かに十分なという、面積的なものは限られていますので、そういったところはあるかと思いますが、しっかりとその道路のほうに施しをして、車と歩行者の分けというものをしっかりと対応したいと思っております。

以上です。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 対応したいということで、今後の課題だということだと、そう今感じたんですけど、もっと早いうちにこれを考えるべきだと私は思いました。

もう一つのほうの、ふやすほうは、これはいいなと思ったんですけど、減らす点についてと、このもつくるの場所の設定がどうも危険が伴うなというところが、納得できないところがあるんです。

費用対効果を考えたり時間を考えると、減

らすというのは非常にいいかと思うんですけど、お年寄りには足の確保であって、乗れば時間がかかっても仕方がないと思ってるんです。

ですから例えば豊川、一宮ですが、コミュニティバスというのは小まめにとまるんです。東上の駅でとまって、その次がグリーンセンターの農協のコンビニでとまって、その後は、今度は農協のお金をおろしたりするところで止まって、その次はすぐ近くの江島の駅なんですけど、やはりふやすことが私は必要で、こういう安易に減らすことをすると、今後、同じような状態が出るんじゃないかと、その辺を心配していますけど、今回出されたというのが、このトイレとかいろいろなことを言ってますけど、今後の老人たちの大事な足をとめるようなことにならないかと心配しておりますけど、いかがでしょうか。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 お年寄りの、高齢者の方の足ということで、とめるというお話がありましたけれども、とめるということは思っておりません。継続してこの湯谷温泉もつくる新城線を運行し、もちろんそのまちとか長篠の店だとか、こんたく長篠ですが、そちらのほうにも停車いたしますし、本長篠駅前でも飯田線とも連結するところで、利便性を上げながらこの湯谷温泉もつくる新城線を運行していきたいと思っております。

以上です。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、足をとめると、ちょっと言い方が悪かったんですけど、今後、新城市は高齢化になっていって、外へ出るようにこういうものをつくっていただかないと、家の中のひきこもりとか、そういうのがふえてしまうということをちょっと言いたかったんです。

もっと80歳を超えていくと、まだ新城では

たくさんの高齢者が免許証を持っているんですけど、そういう方がいずれ返したときに、外に出るためにはどうしてもこの市営バス、これが必要だということで、もっと充実したいと思ってたところでこの廃止案というのが出てきたものですから、ちょっとこれは厳しいんじゃないかなと思っておったところなんです。

まだ私は先ほどの話の中で、もっくるの中の利点と、その市バスのバス停ですが、これはもっくるをつくるのも必要ですが、あからさまに廃止するというのは、やはりイメージ的に悪いんじゃないかと思うんですけど、市民への告知で残念がられるような話というのは、今までの会議の中ではなかったでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 地域の方の八束穂バス停となりますと、八束穂区の方、区長さんのほうにお話をさせていただき、若干、今のところよりもやはり少し動かなくちゃいけないというところはあるんですが、やはりその屋根とかトイレとか、休む場所というところを御理解していただいて、御了解いただいたという過去の説明会とか、お話をさせていただいたことはございます。

以上です。

○小野田直美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは少し確認します。

この停留所の新設のそもそものあれなんですけれども、以前そこに山の湊号の停留所といったときに、もう無理です、できませんという経緯から、何でできるようになっちゃったのかな。それでできないからあそこのもっくる南をわざわざつくって、パークアンドライドじゃないですけど、そういった利便性を

図ったのに、いつの間にかできるようになってしまった。

何が変わってできるようになったのか、JR 関東が来るのか公安が緩くなったのかは分かりませんがどういった経緯で、できないと行ってさんざん我々も提案したけど、できないと行ったのができるようになったのか教えてください。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 まず、以前より警察のほうと乗り入れについてお話し合いをしております、その協議が公安のほうで御了解いただいたというところで、それでバス停をとという流れになりました。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと弱いな。前回も公安が、あのスペースに乗用車と人の流れと、バスの流れが混在することは大変危険であるからもうできない、無理ですと言われとったのが、公安が今度はどうぞというわけないし、何が変わったらそんなに、法律が変わったのか、何か条件が変わったのか、その辺が私は理解できないんです。もう一度お願いします。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 すみません、警察と協議を継続してきたのは、どうそこに乗り入れるか、方法とかその車の動きとか、そういった制限をどのようにしたらできるのか。公安、警察側からの意見でできるような形に話がまとまったので、要は一方通行だとか、ちゃんと歩車分離の明確なところをすとか、そういったところの交通安全対策をしっかりとするというところがクリアできたものですから、御了解を得たというところでございます。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** それだったら最初からそれをやっていたらできなかったじゃなかったですか。今の理由で言えば、そこまでちゃんとしてやったから公安が許してくれたのなら、最初るときだってそれも当然、そういう設定とか説明をすれば許してもらえたはずなのに、公安の担当者の気分が変わったのかは分かりませんが、これ以上は言いませんけど、そういうちょっと整合性がないのかなと思ってます。

バス停ができるそこへSバスと、山の湊号も寄るのだったかこれは、山の湊のところにも寄って、それでJR関東もそこを使うと。

それで時刻的にその3台が同時にそこへ来ることはないと思いますけど、そんなことになったらえらいことですけど、それであそこは御存じのように、連休のときですとか大きなイベントのときは大渋滞です。それで駐車場も入れない、インターから下りてきた車すら動けないような状況が発生して駐車場も入れない。それで満車になって県の資材置場のところへとめるといような状況が発生するということが年に数回あるんですけど、そういうときにバスも当然、動けません。

それで、そういう状況でもその路線、多少はバスの時刻が遅れても時間がかかれば入れるのかもしれませんが、そういう状況も発生するという前提でやられていることだと理解しておきます。

それでもつくる新城のバス停ができることは、利便性は上がるという意味ではいいかと思うんですけど、そこのバス停を利用する、今回は市営バスの管理に関する条例なもので、ほかのバスのことはあまり言ってもあれですけど、昨日はJR関東のバスがそこを使う場合、パークアンドライドの話しも出たし、そのときは駐車場に余裕がないもので置きっ放しにされても困るでしょうし、もつくる第2駐車場を、砂利で草だらけのところですけど、そこを使うのか、あそこはこれから整備するのは知りませんが、そこを利用

してくださいというような話です。それでそこから歩くとなると、またとても大変、従業員の方もてくてく歩いてるんですけども、ほとんどはあそこの従業員の車でいっぱいです。

それでどういう形でさらにあそこを、市の土地がもう少し余裕があったのかな、それで広げていかれるのか、雨が降ると泥でぐじゃぐじゃになるようなところですよ。それでもつくるの従業員が、もつくるの第2駐車場と言いながら、もつくるの従業員がほとんどを使って、しかも無料で使ってますよね。そういう使い方に対して問題があるんじゃないかと言ったんですけど、今回の条例と関係ないと言われればそうかもしれませんが、そういう状況の中でもやっていくということなんですけど、その辺について少し対策と見解をお願いします。

○**小野田直美委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** 一般質問の答弁でもさせていただきましたけれども、あの位置の市の所有地を使って、砂利敷きの駐車場を整備していきたいという方向ではおります。

ただ、やはり細長い土地で、あまり面積的にも見込めないところではあるんですけど、市の土地であるというところで、歩いていただくというところにはあるんですけど、そちらのほうで整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○**小野田直美委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** あそこの第2駐車場に止めた場合に、旧151を歩いてくると、ガード下というかトンネルのところ歩道もないんです。それでそこまでは歩道的なものはあったとしても、そこはやはり下をくぐるところは歩道もなくてすごい危険です。ですから従業員の方はずっと右側へ行って大回りして、イ

ンターの信号まで行って、またぐるっと戻ってくるという、そういう使い方をしていきます。

あそこは何で歩道をつけなかったのかなどいうのを今ずっと疑問に思ってるんですけど、今さらつけられないのでいいですけど、その辺のことも配慮して、どういうルートを通るのかとか、その辺も必要かと思えます。今回の条例とはあまり関係ないかもしれませんが、そういうことが感じられました。

それからこれは湯谷温泉もつくるじゃなく鳳来寺線であったか、これは開設して1年たっていないですよ、たしか。去年でしたか、去年の10月からで、1年たっていないのにバス停をつくるのは、それじゃ最初に路線をつくる時にどういう議論をしたのかなど。それで今回は総合公園のための利便性というか、公共交通機関という、ではそれを最初に開設するときに何でそういう議論をしなかったのか。それで1年の間に何でそういう需要、必要性がまたできてきたのかというのがすごい疑問なんです。

それで本会議の答弁では、総合公園に年間24万人で、月に2万人というけど、とてもちょっとそんなイメージはないんですけど、大きなイベントだとか、新城ラリーで多くの人が見えるということはわかりますし、1日二万人の利用があるから、その一部でも公共交通機関を利用して、それでわざわざ私はバスじゃなくても、ほとんどの方がJRの大海駅で降りて歩いていくのが一番近い公共交通の使い方だと思うんですけども。バスで使うというイメージが湧かない。要するに鳳来地区の人がバスで総合公園まで行くというイメージでやっているのかな、なんて思ったんですけど、そういう要望、需要が開設して1年たたないうちに、そういった意見が上がったのか。だけどそんなのは、この路線をつくる前からそんなことまで調べておけば、最初からここへ総合公園のバス停もという話になるはずなのに、何があって総合公園に、新設

して1年もたたないうちにバス停をつくるのか、その辺の経緯と理由を教えてください。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 総合公園への乗り入れの理由というお話でしたけれども、湯谷温泉もつくる新城線の、もちろんその地域の住民の方の足、それと鳳来寺山や湯谷温泉への観光客への利便性の向上というところで開設したわけなんですけれども、総合公園にもそのお客様がお見えになるというところ、そしてフォレストアドベンチャーや管理されている県の方の御意見を伺って、名古屋方面からお見えになる方が多いというお話がありまして、そこで湯谷温泉もつくる新城線をちょっと延伸して総合公園のほうに入るように、乗り入れをするようにすれば需要があるんじゃないかなというところで、話を進めて御了解を得て、今回の改正という形になりました。

以上でございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 総合公園にできたフォレストパーク、それはもうこの路線を新設する前からありましたよね。だからそれを理由にというのであったら、何で新設のときにそういう要望とか、総合公園からの意見とか、そのフォレストパークを利用する人たちの利便性という、そんなのは1年前にできた話ですよ。それを今さらこじつけのようにつくるといのは、しょんないしょんないと言っては、聞いておくけど、言っていることがちょっとチャランポランというか整合性がないんですけど、今みたいな理由だと誰も納得しないので、そんなのだったら1年前にやっておけよという話です。新設するときにちゃんと検討して、最初から総合公園にもバス停をつくっておけばよかったじゃないのというのが私の疑問です。

それで総合公園のバス停のところも位置を

見させていただいたんですけれども、この駐車場とかは、あれも当然、バス停という標示をして、一般の車両が止まらないように当然すると思うんですけれども、大きなイベントのときはあそこの駐車場もいっぱいになってしまうような状況ですので、その辺の問題も後で発生するのかな、なんて思うんですけど、それは発生してから考えるのかもしれませんが、そういう理由でということであればあれですけども、名古屋からのお客さんが、このSバスを使って総合公園に行くというイメージが分からないんですけれども、山の湊号でもつくるまで来て、もつくるから総合公園まで行くということを想定してるんですか。そんな面倒くさいルートでフォレストパークには、フォレストパークを使う人がわざわざバスで来るのかなと、普通は乗用車で来て、さっさと行きますよね。それで乗用車に乗れないような人がフォレストパークを使うということは、多分あり得ないと思っていますので、どういう想定をして今の理由になったんですか、もう一度お願いします。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 フォレストアドベンチャーにお見えになる方、名古屋方面からお車で、今のところお見えになるというところ、またその総合公園の利用客の方も年間24万人弱いらっしゃるというところで、車でお見えになる方が多いんですけど、そのバスで行けるようになれば、バスに乗ってこちらまでお見えになる方々もいらっしゃるのではないかと、そういったところで寄る乗り入れを考えて話を進めてきたというところがございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 弱い説明だけど、そんなのなら1年前にやっておきなさいよという話です。まあそれはいいです。そういう形でバス停の新設と廃止はいいです。

あと、このゾーン料金で、近設のところのゾーンなら200円でいいのかこれは。1回乗車に400円というと、新城から作手まで行くときは、旧新城市内は200円で、それで作手まで行くと400円になりますけれども、そのイメージでいくと確かに旧鳳来と新城の境が近接していて、その近いところは400円じゃなくて200円でいいということだと思っただけですけど、何かあまりお得感がないんです。この路線などは別に全路線で200円でもいいのに、わざわざゾーン分けする必要があるのかなというように思うんですけど、そこら辺の理由を教えてください。そういう決まりがあるのか、1回400円というと、すごい割高に感じるし、それはそっちが安くて便利というイメージだったんですけど、旧鳳来から新城の境を越えるだけで400円になるという、この距離感とお得感がないんですけど、何でそんなゾーン別を採用しちゃったのか、こんなのはどこから乗って、どこで降りても200円でいいじゃないですかと思うんですけど、いかがですか。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 この湯谷温泉もつくる新城線の路線、その新城地域と鳳来地域、地区をまたぐ場合は400円というところで、参考とさせていただいたのは、やはり豊鉄バスの料金体系、運賃体系、運賃設定のところをこの参考にさせていただき、近いところでもまたぐ場合は400円というところに設定させていただきました。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それはわかるけど、それじゃおかしいじゃないのというのがあれなんで、もう少しこの路線がずっと新城の中心部まで行って、市民病院とか市役所のほうまで来ておれば、鳳来の人が旧鳳来から新城まで400円になるという理解があるんですけど、

旧鳳来を越えてすぐのところですので、それでわざわざそこを越えたら400円に、200円が400円になるという、何かすごい損したような気分だし、お得感が全然ないんです。

それは豊鉄の制度をまねしたというのは、その理屈になるかもしれませんが、ちょっとその辺の設定が何でかなと、もっとその200円のままでいいような気がしたんですけど、それを言ってもしょうがないのでやめておきますけど、そういった形でやると。

あと月別の乗車人数の資料をいただいたんですけど、秋になるとすごい利用客が多かったんですけど、それはどういったルートでその利用をされているのか、電車で来て本長篠とか、そういうところから乗り換えて行くのか、地元の人がわざわざこのバスに乗って鳳来山頂へ行くことはないと思うんですけども、その辺の秋の紅葉シーズンの客の動向というのは、今回の条例とはあまり関係がないかもしれませんが、実績の中でそういった資料をいただいたのですが、その辺の分析はどうなっていますか。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 11月に3割を超える利用客の方がいらっしゃるということで、こちらにつきましては企画切符をつくっております、名古屋からお見えになって山の湊号でお見えになる、そこで湯谷温泉もつくる新城線に乗り換える。それで鳳来寺さんのほうに向かわれるという、そういった方に対しての企画切符を行っております、その方が200人ほどお見えになるというところで、そこで利用客が多くなっているのではないかと分析しております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると山の湊号との連結で、2次交通としての需要が予定どおりとってはいかんけど、そういった利用客のケースが多かったということだと理解しておき

ます。

あと本会議の中でも、一般、鳳来の地元の方の利用状況で、バス停ごとの利用状況が分からないということで、ちょっと分析ができないようなことを言っていましたけど、これは何かいい方法があれば、どういったのバス停の利用が多いとか、そこまでの分析ができるのかなと思うんですけども、それがわかったほうが今後のいろんな施策とか利便性の向上に役立つと思うんです。その辺についてはどういう対策を考えられたのか。

○小野田直美委員長 滝川委員、ちょっと条例から外れてますので戻ってください。

○滝川健司委員 さっきから外れっ放しだけど。

○小野田直美委員長 外れっ放しで、どこで戻そうかなと思ってたんですけど、ちょっと外れたので。

○滝川健司委員 ここで戻ってくるので心配しなくても。

○小野田直美委員長 戻ってください。

○滝川健司委員 そういった形で、この本会議でもPRが必要というような形でした。

それでこの路線はキャッシュレスじゃないよね。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 キャッシュレスではないです、現金をいただいて。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 なかなか条例改正に戻れなくなってきたけど。

そういう形でこの路線を開設して約1年近くになるので、それなりの需要等があるし、新しいバス停をつくったり、もつくるにバス停ができることによって、どのような需要の掘り起こしとか、新たな需要ができるのかをまたしっかりとそのデータを取っていただいて、数字をはっきり報告できるようにしておいてください。

特に今は、もっくるのバス停ですとか、総合公園のバス停の利用状況が分かるような形で報告できるような形にさせていただきたいと思うんですけど、その辺の対策はいかがですか。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 1つすみません、1つ前の質問の回答をちょっと直させていただいて、現金の方がほぼ多いんですけど、P a y P a y を使えるようになってまして、ごめんなさい、ちょっと件数が少ないものですから忘れておりました。誠に申し訳ございません。

今回その運転手一人のために、ちょっとどこで降りた、何人降りた、乗ったという細かなところがないのでございますが、その乗降調査というものを1年に1回、もしくは2回ほど行っておりまして、やはりそのもっくる新城南から鳳来寺山という方が多いのでございますが、その地域の方の利用というものがまだ少ないというところがございます、P R のほうももちろんしていかなくてはいけないというところがございます。

細かな総合公園のほうだとか、各バス停での乗車人数、乗降人数につきましては、安全第一ですので、運転手が1人の場合はちょっと厳しいのでございますが、乗降調査を行ってまして実態の把握のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どういう形で乗降調査をやるのかは分かりませんが、そのバス停でどの程度停車しているのか、普通の路線バスだとバス停があって、発進の前後を気をつけなきゃいけないんですけど、この辺のもっくるの駐車場とか総合公園の駐車場のバス停というのは、その辺の安全性の余裕はあると思うし、そんなに数え切れないほどの人が乗り降りす

ると思えませんので、せめてこの新設したバス停の利用状況というのを委託先に対してちょっと調査をお願いするというのは可能だと思いますので、ぜひその辺のデータを取ってにおいて、今後の利便性向上に生かしてもらいたいと思うんですけど、この路線については既に1年近くが経過して、利用客もそれなりにあり認知されてますので、その路線に対する反対とかは言いませんけど、利便性の向上をより目指していただきたいというのが私の意見です。終わります。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありますか。

長田共永委員。

○長田共永委員 本会議、また委員会で多くの質疑等で大分自身も分かってるんですが、1点だけどうしても疑問に思うのが、先ほどからフォレストアドベンチャー総合公園の利用と多く言われてるんですが、これは今度のルートは大海の市街地を歩いていくわけですよ、総合公園に。大海駅の近くを通るということで、なぜ大海にバス停を、観光客の利便性というのであれば、大海のこれはそこそこ市街地も形成されておりますし、駅も近いので、旧のこの大海の町の中を通るのであれば、なぜ大海駅の停留所の設置を考えなかったか、その理由だけ1点教えてほしいなと思います。

○小野田直美委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 大海駅前のそのバス停がちょっと奥まったところにあります、車両がポンチョという中型のバスで運行しているものですから、若干この狭いところに入らなくてはいけないところで、運行上の理由もありまして、大海駅前は通過ということにさせていただきました。

○小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 いろいろ御苦勞があって、旧の151号線のところで、中町のところでS

バスもとまるし豊鉄バスもとまって、路肩も大海のより広いか狭いかとはあえて言いませんが、そこら辺もまた工夫をしていただければいいなと思っております。

1年後に仮にできようが、また工夫されて利便性がよくなったと私は理解いたしますので、ぜひ要望として、意見として上げておきます。

以上です。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では第89号議案、新城市市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

バスは市民の足であって、観光客のためのものだけでは私はないと考えています。

バス停の廃止をするということは、非常に悲しいことで、追加をするということは歓迎できるんですが、費用対効果とかいろいろな説明がありましたけど、費用対効果とかいろいろなことを考えるのでしたら、高速バスをやめるべきですし、人が乗ってないような鳳来寺山に上がるラインも、これは不要だと思っております。

トイレのこととかいろいろなことは分かりますが、一番の大きな問題はもつくるの安全性が確保できていないと考えているからです。もつくるのバス停には、高速バス山の名古屋へ行くバスも入ってきますし、そこへまたこのバスが入ってくるというのは、足の遅いそういう方たちにとっては非常に危険ではないかと私は今でも思っています。市民福祉の点からバス停の廃止は、市民にとっては逆効果であり失望感を生むだけで、これはぜ

ひ考え直してほしいと思っております。

よって、安全の担保とか市民の足を考えれば、県の資材置場とかそういうところも検討されたはずなのに、こういう結果が出てきたのは非常に残念だと思っております。

以上、反対の立場で討論いたしました。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありますか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私、柴田は89号議案に賛成の立場で討論を行います。

本議案は、現存の資源をより効率よく利用するために必要な変更であります。もつくる新城をハブとし、利用者の安全な動線を確保する配慮があったことは、さきの説明で理解できます。

待合場所に設備がないよりも、限られた資源の中で、安全性を配慮した場所を整備し集約することが、より市民福祉に寄与すると考え賛成いたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第89号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○小野田直美委員長 起立多数と認めます。

よって、第89号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第90号議案 新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第90号議案、新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例の制定について質疑をしたいと思いますが、昨日の本会議質疑の中でほぼわかったんですが、1点ちょっと確認です。

この基金の原資というのは、ふるさと納税ということで、今年度、令和3年度に100万円、4年度に200万円の目標額というか目安で見込んでおられると。それで令和5年度の実施事業から充当するという御説明だったと思います。

それでもしそのふるさと納税で、その目安の金額が集まらなかった場合はどのようにするのか。例えばほかの財源から補填するののかという部分をお聞かせ願いたいと思います。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 財源の御質問をいただきました。現在行っておる、めざせ明日のまちづくり事業補助金につきましては、みんなのまちづくり基金のほぼ全額を充当しております。

それで今回、このコミュニティ推進基金を設立しまして、令和5年度からそちらを充てていくんですけれども、当然このコミュニティ・ビジネス推進基金のみでは賅えないということで、ふるさと納税を原資としたこの基金プラス市からも出します。その市から出すのはみんなのまちづくり基金なんですけれども、そちらを大体同等額充てていくことを想定しておるんですが、もし集まらないということになってきますと、その分、みんなのまちづくり基金を充てていくことになるかなと考えております。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 わかりました。では逆に、ふるさと納税でたくさん基金が積み上がったという場合に何か、どうしていくのかということをお教えください。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 物すごくたくさん集まってきたということは、すごくありがたいことで、当然そうしますと当初は大体年間200万円を想定しておるわけなんですけど、それと同等額といいますと400万円の事業規模になってきますけれども、現在もめざせ明日のまちづくりでは、大体、昨年度の実績でも350万円ほどの実績がありますけれども、そうすると事業規模として400万円ぐらいを想定するんですが、当然、その基金のほうでふえてくれば、また申請団体のほうの要望といいますか、そちらのほうの申請の出具合というところも出てくるかとは思いますが、そうしたところで例えば件数をふやしていくような予算の取り方、400万円を超える予算額を計上していくようなことも想定しております。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では昨日の本会議の中で皆さんの意見の中にありましたので、確認しながら今回の制定の目的とか理由をちょっと聞いていきたいと思います。

このコミュニティビジネスですが、先ほど佐宗委員の中からも基金の設置をして使っていくという、このコミュニティのビジネスという本来の目的について伺いたいと思いますけどお願いします。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 コミュニティビジネスとはということなんですけれども、昨日の御答弁でも説明しましたとおり、地域課題の解決について、ビジネスの手法を用いて解決していくということです。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 僕はこういう商売の関係で

思ったんですが、公共商社もそうだったんですが、このコミュニティビジネスとかいうその言葉にどうも翻弄されている点が多くて、そのビジネスの点についてといたしますけど、本来、公共のものを条例で制定するんですが、このビジネスの考えというのは、あくまでも利益追求ですから、ここでいうビジネスというのはどうもとらえにくいぼやっとしたところがあるんです。

それで目的制定の中にも65歳以上の地域課題を解決するためにつくる、高齢者の能力を發揮するためのものであるという説明が昨日あったと思うんですが、これは現在、バッティングするかもしれませんが、同じような考えでやっている明日まちとか、活動交付金も、これはほとんど65歳以上の人たちが入っていると思うんですけど、年齢的なものとか、これはどうも年をいったリタイアした方にとこの説明があったんですけど、これは全体的にどういう年齢的な目的を持っていますでしょうか伺います。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 現在のめざせ明日のまちづくり事業のコミュニティビジネスの立ち上げ事業につきましては、若者や女性の活躍を期待するところがありまして、団体の構成メンバーについて半数以上が若者であるとか、女性であるというような条件を付しておりますけれども、今回、高齢者の方たちも含めて全ての世代の方たちに広く開くものでございます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それはわかるんですが、これは創造会議の中から出てきたものだったと思いますけど、全てのものとか、そういういろんな考えは大体同じだと思うんです。ですからこれはこのコミュニティビジネスというその言葉に、どうも皆さんが飛びつくんじゃないかと思うんですけど、活動交付金とか明

日まちとか共通する点はたくさんあるのではないかと思いますけど、異なった部分とはどこがあるんでしょうか伺います。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 議員が今おっしゃられた、その明日まちというのは、めざせ明日のまちで、めざまちのことですね。

地域活動交付金というお話もございましたけれども、特にめざせ明日のまちづくり事業のコミュニティビジネス立ち上げ事業につきましては、民間が行える分野であれば、当然民間の企業なりがやっていく事業だとは思いますが、そういったところから漏れているような、ただし地域の中では課題になっているようなところを補っていくということでございます。

それでコミュニティビジネスは確かに片仮名の言葉でなかなかわかりにくいところもございますけれども、今後は新しい公共というような言い方もありますけれども、例えばその地域課題を解決する団体がNPO法人であるとか、昨年12月に成立しました労働者協同組合であるとかいうところで地域を支え合っていくというようなことを推進していくということでございます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ビジネスといたしますと、先ほどちょっと言った公共の福祉とかはちょっと離れてくると私は思っています。例えばこれは特に若者でもそうですけど、なかなか思いつかないから、今度はこっちへ飛びつくんじゃないかと、そう思っています。

これは事業の継続性については、過疎交付金だと成果が出てこれで終わりというのがあるんですけど、ビジネスとしてでしたら、事業の継続性がないとこれは商売、基本的なところはないんですけど、この事業の継続性については考えておられますでしょうか伺います。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 事業の継続性というところは非常に重要なポイントだと思っております。

それで今回の基金の、この運用する事業につきましては、今あるめがせ明日のまちづくり事業の要綱を改正していくことになってきます。新しいものをつくるというわけではなくて、今あるものを改正して運用していくということでございます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 共通している部分もいろいろなところを見てあったものですから、改正するなら特別につくる必要はないんじゃないかと、私はそう持論で持っているんですが、リタイアした人にも参加していただく、いろいろなビジネスの観点からと言いますが、これは市内でずっとやっている方ですと思いつかないこともあるんですけど、外から入ってきた方にもこれは開かれておりますでしょうか。市外とか外国人とか、いろいろな方がこのコミュニティビジネスという名前に参加できるような、そういう仕組みも考えておられますでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 話せますか、大丈夫ですか。

〔「ではちょっと」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 かえてください。

○山田辰也委員 かえて、基金設置の条例ですから、ふるさと納税を使ってこうするというのはわかります。しかし千郷地域でも、たしか活動交付金の申請はなかったと思うんです。ですからこれは新しくつくるより、その中の枠を広げるほうが重要であって、雨上がりのタケノコみたいにどんどんつくっていけばだんだん新しいものに飛びつく人が多くなると思うんです。

それでそういうものをつくると基金の運用に対しての申請も多くなると思うんですけ

ど、どうしても甘くなるんじゃないかと思うんです。

やはりもう少しこの内容を精査するべきだと思うんですが、山崎議員が不正受給があったようなことも考えますと、あまりこのことについては、私は進めることよりは改定ということを考えてますが、基本には明日まちだということを知っておりますけど、いろいろなものの管理とか設置は、ベースにはそのめがせ明日のまちづくりが基になっていましてしょうか、確認します。お願いします。

○小野田直美委員長 よろしいですか。では結構です。

では1時間たちましたので10分休憩したいと思います。

10時10分再開いたします。

休 憩 午前9時58分

再 開 午前10時6分

○小野田直美委員長 休憩前に引き続き再開します。

では、ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは基金の条例ということをちょっと念に入れて質疑します。

コミュニティビジネスの定義等につきましては、いただいた資料のめがまの補助金の交付要綱にあるコミュニティビジネスの定義と同じということで理解しておきます。

それで1つ疑問なのが、既にそのめがせ明日のまちづくり基金があって、それでその交付金要綱の中にはコミュニティビジネスとしっかりうたわれて、それからいろいろな要綱が定められておって、様式まで全てそろっておるのにも関わらず、そこからわざわざコミュニティビジネスだけを基金として取り出す意味がわからないんです。

わざわざ新しい基金をつくらなくても、そのお金の寄附とか原資の取り扱いだけでそういう判断をしたのか、しんしろ創造会議の提言とかそういったものの中から、そういった

わざわざ基金をつくる必要が生じたのかという、その辺の経緯がよくわからないんです。

既にあるものをわざわざ分離して、新しくつくる必要があるのか、今後、コミュニティビジネスというものを新城のそういったいろいろな課題解決や、そういったものに推進していく、特化するために、わざわざ抜き出したのかとか、何でというのが今思った疑問なんです。その辺をまずお願いします。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 その基金の設立につきましては、しんしろ創造会議の答申のほうにもございまして、答申の中に生活課題に取り組むコミュニティビジネスへの資金支援を目的とする基金を設立して、そのビジネスに賛同する市民等から幅広く資金の提供を求めることということが答申にございました。

それでどのようにその資金を集めていくかということを検討しまして、今回の基金の設立を提案させていただいておるということでございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうするとその基金の原資を別にプールするために、わざわざこの基金をつくった。内容的には今までのこのめざまちと、その中にあるコミュニティビジネスのいろいろな、先ほどは要綱が少し、新しくつくるだけか要綱を変えるだけかはあれですけども、それでわざわざ別にしたと。

それで創造会議からの答申でそういった提案があったかもしれないけど、そもそもの市長マニフェストの賢人会議の目的というのは、ちょっとそれも入るかもしれんけど、私の理解ではそうじゃなかったようなイメージを描いていて、人生100年時代というのが、特にその資金の地域内循環ですとか、高齢者の年金を使うとか、そんなようなことを言ったなど。それはそれでいいと思ったんですけど、

わざわざ今あるコミュニティビジネスをわざわざそれで取り出してと、では賢人会議や創造会議の提言とは、今あることの、全く新しい仕組みでもつくるのかなと思ったらそうじゃなかったの、ちょっと意外だったのかなと。それが出発点として基金をつくったと。

それで要綱については、このめざまちの要綱に準拠するのか、全くこの普通基金と要綱、あるいは条例とかいうのはセットになるんですけど、今回は基金だけの条例だったので、その辺の使い勝手とかはわからなくて、それで参考資料で出てきたのがこのめざまちの要綱だったもので、それに準拠するのかなと。

じゃあこれに関連して、今はめざまちの要綱の中からコミュニティーに関する部分を抜き出しする。そしてそれがこっちへ一緒になっちゃうのかなと思っただけですけど、新たにその専用の要綱を、さきにいろいろ説明があったように、原資をふるさと基金だとか寄附だとか、篤志家の寄附を充てるというようなことの説明があったので、そういったことも明記したような何か条例の要綱をつくれるのか、その辺の予定はあるのか、この基金だけをつくっちゃって、あとはそうやっていくというのか、その辺はどうなっていますか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 要綱につきましては、めざまち明日のまちづくり事業補助金の要綱を、先ほども御答弁しましたけども、対象を拡大するですとか、あと今考えておりますのは、今の要綱では2年間は補助を受けられるというのがありますけれども、しんしろ創造会議のほうでもちょっと議論があったところですが、それを金融機関の方たちとも相談したところが、3年は補助を出してもいいじゃないかというようなお話もあります。

そういったところも要綱を改正していくという、めざまち明日のまちづくり事業補助金の交付要綱の要綱を改正していくということで

対応していきたいというように考えております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 要綱を別に、今言ったような形で要綱を新しくつくるんじゃないで、めざまちの要綱を改正して行って、ただしそのコミュニティビジネスについては、コミュニティ・ビジネス基金を活用するというような、そういうイメージですか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 めざまちのまちづくり事業補助金事業の財源に今回のコミュニティ推進基金と、先ほど申しました、みんなのまちづくり基金を充てていくというような形になります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっとよくわからないが、新しくつくるんだったら、それ専用の要綱というのはつくったほうがわかりやすいのかなと。ほとんど一緒だったら、今言われた年数でとかいろいろのことを、もう少しビジネスのあれを広げるとか、それだったら別に要綱というか、それをつくったほうがわかりやすいと思うんだけど。

それでコミュニティビジネスを推進するための財源というのは、要は補助金ですよ。交付金というか補助金なので、その要綱を、この基金専用の要綱をつくったほうがわかりやすいと思うんだけど。その財源だけだったら、わざわざその新しく基金をつくる必要は、基金は今いっぱいあって、使っていないような基金もあるけど、それを言っていくとまた外れてくるのでやめますけど、わかりやすさと目新しさといったらいかんけど、新しくこういうものを、事業を始めるんだというニュアンスからいくと、この基金と補助要綱、交付要綱というのをセットにしてアピールしたほうが、よりアピール力があると思うんだけど、めざまちから何だ、これは除いただけじゃな

いかという、財源だけを取り出しただけじゃないかというイメージにならないようにしたほうが、もう少しこういったことに力を入れていくという、アピール力は高いと思うんだけど、そこまでは考えてないか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 しんしろ創造会議の答申のほうにも、めざまちのまちづくり事業という項目がありまして、こちらのほうには若者や女性だけでなく、高齢者を含めた全ての市民が市民自治確立のために起業することを応援する取り組みとして、めざまちのまちづくり事業の支援対象者を見直すこととなっておるんですけども、確かにそのコミュニティビジネスの推進補助金なんだというようなことを打ち出していくのは、確かにそのほうがインパクトがあるかなとは思いますが。

それで今、めざまちのまちづくり事業補助金につきましては、このコミュニティビジネス立ち上げ事業のほかに、自由事業というものがございます。これは地域自治区をまたいでおるようなものを対象にして行っておるんですけども、そちらのほうとのまたちょっと調整もしなければいけないと考えております。

それで完全にコミュニティビジネスの推進に関するものだけということになれば、当然そのような名前にしていくということも考えております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 自由事業とコミュニティビジネス立ち上げ事業と分離しちゃうとやりにくいのか、別にめざまちが自由事業専用、コミュニティビジネスはコミュニティ・ビジネス基金専用で、要綱なら別に議会の議決は要らないので、ちゃんと分けたほうがアピール力もあるし、今後、新城市はその事業を推進していくという意味では、目新しさというか

もあるし、マスコミ受けもいいような気がするんだけど、いかがですか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 委員のおっしゃることを参考にさせていただいて、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 余分なことかもしれませんが、ちょっとそうしたほうがよりこの創造会議から出た新しい形の事業だということをアピールして、力を入れていくという意味ではそのほうがいいのかなと思ってますのでぜひ検討して、要綱ですので議会の議決も要りませんので、またつくっていただくことを部内で話し合っていたいただければと思います。

あとは特に、財源がちょっと200万円で、目標が300万円でしたか。どの程度の枠が想定されているのかわからないけど、それだけでいいのかというように思っちゃったんだけど、今後はどういった形で、もっと大きな補助の枠の上限も、めざまちのほうだったら100万円になっているもので、300万円だとしたら3件で、4件、5件と出てきたらどうするのかと思っちゃったんだけど、もう少しその枠をふやして余裕のある、その都度そうなたらほかから持ってくるということは可能なのでいいのかもしれないけど、あまり多過ぎてもあれだし、ちょっと意外に少ないなと思ったのが実感なんですけど、その辺について、その補助限度額と基金の目標との整合性はいいのかなと思ったんですけど、いかがですか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 令和5年度の取り崩しのときには、目標300万円をためておいて、それを取り崩しながら、それでみんなのまちづくり基金と合わせて、同等額と

ということですので400万円の事業費ということで、まずこれまでもめざせ明日のまちづくり事業で、28年度から始まっておりますけれども、大体多い年で昨年度が4件ということで、少ないときは0件のときも実際はございました。ですので一応、昨年度が一番多かったところで350万円という結果ではあったものですから、そこを目標にしておるところでございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にします。限度額いっぱい事業というのは、なかなかそうはないのかもしれないので、それで何とか賄っていきけるのかなと理解しておきます。

年度によっては偏ったりするということもわかりますし、今後どういった形で大きく発展して、大きな限度額を超えるような事業が出れば本当は一番いいんですけど、その辺もちょっと予測できない段階でのあれですので、現時点ではいいし、そういう状況になったら基金の積み増しをすれば済むことなのかなと思ってますし、そういう形で対応していくということで理解しておきます。

以上です。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 第90号議案、新城市コミュニティ・ビジネス推進基金の設置及び管理に関する条例の制定で、反対の立場で討論いたします。

この事業の基金の積立てなんですけど、このコミュニティビジネス自体が私は悪いと言っているわけではないんです。コミュニティビジネスでおしゃべりカフェとか地域食堂とか、

地域に関係した商売、ビジネスとしては成り立っていただきたいと思うんですが、根本的には明日まちの改定であれば、私は十分だと思っておりました。

この横文字でわざわざ新しいものをつくるというのは、その中の基金ですが、ふるさと納税から基金を流用するためのその条例は、そこまでも必要はないと思うんです。今のままで私はいいと思っております。

しんしろ創造会議より出した成果のためにわざわざ基金を取り出して、こういう条例をつくるというのは、私はまだ時期尚早で、以前のままでいいかと考えており、反対といたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私、柴田は90議案に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

コミュニティビジネスは先ほども言われましたが、非営利でビジネスになりにくいところというところで、私としてはその原資としてふるさと納税を充てるなど、やはり幅広く資金の確保というのが必要であると思います。

それで基金を設立するという必要性は、今の時代にあるということで、私は賛成といたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第90号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野田直美委員長 起立多数と認めます。

よって、第90号議案は原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

次に、第91号議案 新城市住民投票条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第91号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第136号議案 新城市過疎地域持続的発展計画の策定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第136号議案、新城市過疎地域持続的発展計画の策定について。

今回、昨日資料をいただいたものですから、あまりしっかりとるかじつくりとか、見落としがあるかもしれませんが、これまでの新城市過疎地域自立促進計画と、今回の新しい発展計画案をちょっと比較して見比べてみたんですが、基本的にはこれまでの新城市過疎地域自立促進計画をベースにして、それで例えばデータが新しくなったところは変更したり、新しいデータを追加したり、それから状況が変化した、例えばこれから開通予定ですといったものが開通したので、開通しとか、そういう状況の修正だとか、それから今

まであった項目を分割した部分だとか、それから今までなかった新たな項目が追加されたと、違うところもあるんですが、大きく言うと以前の促進計画をほぼ踏襲しておるというように見て取れたんですが、その中で各項目にこの公共施設等総合管理計画との整合という項目が大体入っていて、そのあたりが大きく変わったのかなと感じました。

それでその中でちょっと数点あるんですが一つずつ。

まず1点目なんですが、新計画案の4ページです。市の概況のウ、市の社会経済発展の方向の概要、それでこの鳳来地区、作手地区の内容を見ると、これまでの促進計画では宅地分譲や空き家バンク制度を活用し、田舎暮らしを求める方の定住促進も図っていくという文言があったんですが、今度の新しい計画案ではその文言が削除されていました。

それから関連して新計画案の67ページ、10、集落の整備の内容の中で、以前の促進計画の中では、住宅用地の確保及び空き家対策とあったのですが、これも新しい計画案では削除されています。要はその宅地分譲だとか空き家の活用という部分が、それぞれ項目で削除されていました。

その代わりなのかもしれませんが、今度の新しい計画案の21ページに移住定住、地域間交流の促進、人材確保という項目がありまして、その中に新城市空き家バンクポータルサイトによる住宅情報を提供することと、長者平団地分譲宅地を販売し、定住促進を図るというのがあったんですが、この以前の計画と今回の新計画案の、その宅地分譲だとか空き家の活用という内容を考えると、ちょっと表現が弱くなったんじゃないかなと感じたんですが、このように変更した理由をまず伺いたいと思います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 ただいま佐宗委員のほうから御指摘のあった部分、まず21ペー

ジの下のほう、(2) その他対策の中で、黒丸で幾つかを示させていただきましたが、その中に委員おっしゃられるように新城市空き家バンクポータルサイトによる住宅情報を提供するとともに、住宅改修時には補助金を交付する。それから長者平団地分譲宅地を販売し、作手地区の住宅促進を図るという表現をここに記させていただきました。

というのは、今回の持続的発展計画に変更する大きな変更点の中にこの対象分野、今までは区分という表現もしていたかもしれませんが、対象とするその区分につきまして、今回新たに移住定住、地域間交流の促進、人材育成と、この21ページの上のところにも表現してありますが、そちらの項目が法律上、新たに設けられたというところがございますので、これまでの自立促進計画の表現も生かしつつ、ここに集約したというような意図がございます。ちょっと表現が見方によっては弱い部分もあろうかとは思いますが、項目がある点を追加したんだというところを生かしたかったので、このところに集約させていただいたと、そういった考えでございます。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 わかりました。移行したのは全然問題ないと思うんです。逆にかえってきちんとまとまったというイメージはあったので。

ただ、ちょっと表現が弱くなったんじゃないかと。何か以前の計画と比べると、今度の新しい計画案はあまり、定住対策と言いながら定住促進を図るという、その思いが弱くなったんじゃないかなとちょっと感じたので、ちょっとそこら辺は表現も含めて、また御検討いただければと思います。

それから2点目なんですが、53ページ、54ページで、7番の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ということで、これは以前の計画ですと高齢者等のという部分で、今回は子育て環境の確保とい

う文言が追加されたと思います。

それでその中で、鳳来地区も作手地区もそうなのですが、（１）現状と問題点のまづイです。子育て支援、児童福祉の中の下から２行目なんですけれども、女性の社会進出とともに家庭における保育が難しくなりという部分、これは新旧同じ文言で入っていると思うんですが、ここら辺の表現が今の情勢ですと女性の社会進出と表現するよりも、もう少しここは共働きだったり、核家族化だったりという部分も含めて表現を少し、女性の社会進出ということだけに限定するのはいかがかなということと、その下のウの母子福祉です。これはひとり親世帯がという部分で、少し平仮名になったり、ちょっと数値が変わったりということであったんですが、この表題の母子福祉という言い方、これは何か法律上の表現ならいいんですが、基本的にやっぱりひとり親世帯に対することだと思うので、この母子福祉という表現がいいのか、この２点をちょっと伺いたいと思います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは53ページ、（１）、イの部分の下から２行目、女性の社会進出というところの表現ということですが、確かに共働きという表現のほうが今の時代に合うというか、表現は佐宗さんの意見も参考にさせていただきたいと思いますが、この本計画につきましては、愛知県の県が策定するこの持続的発展計画の方針と、県が立てた方針に沿って各市町村は策定をすることとなっております、県の計画にも沿いつつ、新城市の特徴も含めながら策定すると。

これにつきましては県のほうから正式回答というか、同意しますよというものを今県からいただいているという段階で、議会のほうに上程させていただきますので、表現につきましては今から変更するというのがちょっと難しい部分もありますが、今後、まだ詳細は国から通知が来ておりませんが、過去の計画

ですと修正することも可能でございます。ですので大きな修正がなければ軽微な変更という形で、議会に諮らずともできるということで、これまでもやってきましたので、今回の持続的発展計画がそのようになるのかはまだこれから、国からの詳細通知が来るのを待っているという状況であります。

ですので表現について修正する部分があれば、参考に修正させていただければなと思います。

それからウの母子福祉でございますが、たしか表現としましては、すみません、これまでも同じような表現を使っておったか、国のその作成事例というのがあるので、それを参考に各項目をつくっておりますので、それに沿ったような形でつくらせていただいておりますので、もし修正が可能ならそれも含めて参考にさせていただきたいなと思います。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 わかりました。もし修正可能であればまた検討していただいて、修正していただければと思います。

３点目なんです、今回新たに追加された71ページ、12番の再生エネルギーの利用の推進という項目の内容なんです、（１）の現状と問題点のところ、一番最後に地域住民とのトラブルに至る例も発生していると記載してあります。これの現状は新城市内でも各地でトラブルがあったりしているので、きちんと現状と問題点のところに書いていただいたと思うんですが、（２）のその対策という中に、その対策が書かれていないんです。その理由を伺いたいなと思うんですが。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 71ページの（２）その対策の文章の中に、その地域住民とのトラブルに至る事例に対する対策という表現がここにはないのじゃないかという御指摘だと思います。

市役所庁内の各課に、この計画の中身のほ

うについては記入のお願いをさせていただいて、取りまとめたものとしてこの計画になっておるわけですが、すみません、その細かい部分の表現までは、ちょっと私のほうではそこまで見られなかった分もごさいますので、先ほどと同じになりますが、今後その本文修正等ができる機会もあろうかとは思いますが、その際にまた一度改めて見直しをさせていただきたいと思ひます。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 具体的に書ける内容があつて修正ができるのであればしていただきたいと思ひますが、今回のその計画策定とは違ひますが、本来というか、本当に望むのは実際にそういうトラブルが起こったときにうまく解決するとか、トラブルが起こらないようなことを実際に市のほうでやっていただくということが大事だと思ひますので、すみません、この点はよろしくお願ひします。

じゃあ最後になります。4点目なんです、新しい計画案の73ページ、最後のほうです。13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項という内容のところなんです、以前の促進計画では、同じ項目のところに具体的な事業内容が書いてありまして、そこにつくで祭りとめざせ明日のまちづくり事業という、その具体的な事業内容が計画として入っていました。ところが今回の新しい計画案ではその具体的な事業内容が削除されているんですが、その理由を伺いたいと思ひます。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回、73ページの13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項という部分でございしますが、すみません、つくで祭り、それからめざせ明日のまちづくり事業、特に削除した理由はすみません、特にございせんが、この構成の中でそれ以降、74ページ以降に事業計画ですが、そちらを載せさせていただいておりまして、その中に例えば85ページを御覧いただきますと、そ

らにはつくで祭りは載せてないですが、文化イベント開催事業の中に、つくでの森音だとか古城まつりとか、84ページにはつくでっ子元気事業とピックアップした形にはなりますが、こちらの事業計画のほうでは反映させていただいておるかなと考へております。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 わかりました。基本的にその13の項目のところには、具体的には載せてないけれども、一覧表の中で実際には11、地域文化の振興等という項目なので、ちょっと項目が違うんですが、そこにそのようなことも入っているよということで理解はしたんですが、なぜ今回ちょっとこれを私がわざわざ持ち出したかという、今さらなんです、つくで祭りについては現在はもう廃止というか、実行委員会の皆さんが予算的な面で厳しくて開催できないという状態になっておるんですが、これは当時、市の補助金がもうなくなるよということで、つくで祭りの開催が困難だと、作手地区の皆さんが一生懸命に悩んで、じゃあ自治区予算や地域活動交付金を活用して開催をしたらどうだという検討をして、実は行政に相談もしたんです。ところが行政のほうからは、つくで祭りというそういう行事には、自治区予算や地域活動交付金は使えないんだという回答がありました。

それで結局、原資がなくて厳しいということで、泣く泣くつくで祭りは廃止というか、開催できないということになったと私は記憶しているんですが、しかしこれまでの新城市過疎地域自立促進計画の、この13番の項目を見ると、地域特性を生かした自発的なまちづくりを促進するため、地域活動交付金や補助金等を活用していく。それでその事業内容につくで祭りと書いてあったんです。

私が当時それをきちんと、ちょっと勉強不足だったのでごく後悔してはるんですが、ここを見て、これを示して、ここにこうやって書いてあるじゃないかと。だったら地域活動

交付金や自治区予算をつくで祭りに使えるんじゃないかというようなことも言えたのかなと思って非常に後悔してるんですが、ただこのように書いてあったにもかかわらず使えませんということで、地域の振興が少し後退したというか、作手の方たちはちょっとがっかりしたという部分があるので、その件について、私のこの理解が間違っているかもしれませんが、この件に対する見解を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○小野田直美委員長 西村企画部長。

○西村仁志企画部長 私が答えていいのかわかるかですけども、すみません、ちょっと当時のことがよくわからない部分もありますが、一般的に言って自治区予算というのは、地域の課題を市役所が実施する、市役所に予算をつけるという形ですので、つくで祭りを市役所がやる事業というのは、なかなか言いにくいのではないかなというのが、まずそうした判断があったのではないかなと推測します。

それで、あと活動交付金はどうなんだというところについては、例えばですが、作手地区のある団体が、そのつくで祭りの1つの、例えばある団体が活動をしていて、そのつくで祭りにおいて何かパフォーマンスを披露するのも活動の一つだということに対して、その団体が行っているその事業に対しての、団体というのは何かパフォーマンスをやる活動団体に対しての地域活動交付金の交付というのだったら、恐らく認められたんじゃないかなとは思いますが、ちょっとすみません、そこら辺の経過がわからないものでいけないですけど、今単純にそうだったんじゃないかなというので申し訳ありません。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ここはすみません、また別でいろいろと議論したいと思いますが、当時、確かに今おっしゃられた内容で全く同じ説明を受けております。そのつくで祭り全体に交付金や補助金を活用するというのは難しいだ

ろうと、個々の団体が申請するのはいいだろうという説明は聞いているんですが、ただ私が今回言いたいのは、要するにこの旧の自立促進計画の中に、そのように感じ受け取れる表現があったので、これがちょっと紛らわしいというか、だから今回、わざわざ抜いたのかななんて思ったりもしたんですが、別にそういうわけではなくて、今回はたまたまその具体的な事業内容は記載しなかったという理解でよろしいでしょうか。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 何か意図があっただけで抜いたのかということかなと思いますが、すみませんちょっとそういう意図があったかないか、申し訳ありません、そこまでは考えてないと言ったらいけません、そういう意図があるかどうかは、すみませんちょっとここではお答えできなくて申し訳ありません。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田共永委員。

○長田共永委員 まず基本的なことを確認したいんだけど、基本方針で第二総計をベースにということ、これの整合性をもちろん取っているということ、理解してもいいのかなというところを教えてください。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 長田委員さんがおっしゃられるとおり、基本となる市の新城市総合計画、その総合計画を基にこの持続的発展計画も策定すると、そういう位置づけになっております。

です。例えば19ページを御覧いただきますと、地域の持続的発展の基本方針というページがございます。今の第二次新城市総合計画の将来像もここに掲載させていただきまして、それに基づいて人口推計も総合計画のほうの人口推計を基に、この過疎計画をつくらせていただいたと、そんなつくりになってお

ります。

○小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 そこを見てもちろん言っているんだが、そうした上で前回からの変更点で、あえて公共施設等総合管理計画との整合を図ることを今回入れたんだけど、その部分というのは、ここになぜ入れたのかなというのが、悪いことじゃないと思うんですが、そこだけちょっと教えてほしい。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回、新たに新法、過疎地域の持続的発展特別措置法、この法改正によりまして、法の中で公共施設等総合管理計画との整合を図ることという指示がございました。それに沿いまして新城市のこの計画についても、この総合管理計画と整合を図るよという表現を載せさせていただいたという経緯でございます。

○小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 ごめんなさい、特措法の施行の、これは前文も読んだつもりだったんですが、整合を図ることという文面があったんだね。

わかりました。そうした上で、せっかくこの新しく新規で入れた整合性が、基本方針及び整備方針に基づきとは、全部一緒だったので、文言が基本的には、各パートごとの部分、括弧書きの部分が変わるだけで、全部ほとんど文面が一緒だったので、それならもう少し強調したほうがよかったかなと。

わかりました、それではあわせて聞きます。今回の特措法はたしか13年まで延長されたと思うんですが、5年、6年の計画を立てていくということで理解してもよろしいのでしょうか。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回、愛知県の基本方針に沿いまして、新城市におきましても令和3年度から令和7年度、5か年のまずはこの計画を策定したと、そういった経緯でござ

います。

○小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 わかりました。それなら今後のことについての、従前と一緒に6年だものね、基本的には。そういう形になると思います。

特措が延びたことは、これは皆さん方の御努力下で、議会も行政もいいことだと思っております。

あわせてですが、もう一点だけ。細かい点はあえて聞きませんが、総計に従って整合性を取ったと言われるんですが、今回の計画で進捗が早まるとか、財源の有利性というのはわかるんですが、進捗が、これは早まるんじゃないかという部分があったらお願いしたいなど。新規の部分の3本分がたしかありました。その部分でここは重点的に載せたというところが合わせて2か所、2点を教えていただければと思います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 掲載させていただいた計画の中で、この5年間を待たずに計画が早まるような事業があるかということが1つということだと思いますが、各担当部署から上げていただいた計画をここに載せさせていただいておりますので、私のほうでどの事業がどのくらいの経過で早く事業達成するかということまではちょっとすみません、承知しておらないところでございます。

それで今回、対象分野に新たに追加させていただいたものとして、先ほどの移住定住の部分であるとか、子育て環境の部分、それから再生可能エネルギーの利用促進の部分が新規に区分で項目としては追加されました。

この計画の中で事業名を載せさせていただいているページが幾つかございますけれども、特に新規に対象分野として追加された部分につきましては、それぞれの各所管課から今後5年間を見通して、どういった事業があるかというのをを出していただいたものをこちらに

まとめさせていただいたという形になっておりますので、そういったところがこれまではない今回の持続的発展計画のほうには追加された部分かなというように思います。

例えば22ページや23ページを御覧いただきますと、ここは移住定住のところの区分なんです、対象事業のところ、事業内容のところ、事業内容や事業の必要性、事業効果と、そのような区分を載せている事業もあれば、少しページが飛びますが、30ページとか31ページには単なる事業名を載せてあるところで、数値的なものを1行、2行で載せてある部分と、ちょっと分かれているような格好になっていますが、これはハード事業とソフト事業という差でございます。

割と細かく書いているのはソフト事業であり、事業名やその工事箇所程度の部分についてはハード事業という表現でなっております。

これは県からも記載例におきましてはハードとソフトとわかるように、こういう表現で表記しなさいという指示がありましたので、そういったところでソフト事業であれば少し厚く載せておるといふようなところが強調されたところかなと考えております。

以上です。

○長田共永委員 ありがとうございます。

○小野田直美委員長 ではほかに質疑はありますか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 昨日の本会議の質疑と、今ほかの委員さんから、新設された分野から前回の計画からの変更点等、資料等も見まして、その辺については理解したんですが、それでそもそもの過疎地域自立促進特別措置法から施行して、この持続的発展の計画というか、特措法になったんですが、その従前の特措法と今回の特措法と大きく違った点を、細かなところはいいですけどポイントを少し、どういった項目が変わったのか、要件が変わったのかとか、その辺をちょっと解説していただ

ますか。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 前回の計画からの法律に基づく変更点ということだと思いますが。

〔「新旧対照表は」と呼ぶ者あり〕

○杉浦達也企画政策課長 新旧対照表をすみません、つけておりませんが、今回はまず自立促進計画からこの持続的発展計画に、その法律上は過疎に対する考え方が変更されてきた部分がございます。

この過疎地域人口要件と、その財政力要件、この2つでございます。それを基にして全部が過疎であるとか、新城市の場合は一部過疎地域に該当しますが、それに該当するかどうかという、その他、経過措置適用地域というものもありますが、どれに該当するかというところが変わってきています。

少し細かいですが、新城市の場合は一部過疎地域、旧鳳来町、旧作手村になります。これの見直し基準というものがございまして、過去3年平均、これは2017年度から2019年度、平成28年、29年、30年度、この3か年平均の財政力指数が0.64以下の市町村であること。それでその市町村であり、40年間人口減少率が28%以上あるような地域は一部過疎に該当すると。新城市の場合は旧鳳来、旧作手が、人口減少率を計算しますと33%や34%ぐらいありますので、そのために人口減少率がここに該当する、一部過疎地域に該当するようになってきています。これは今回の見直しによりまして変わった部分でございます。

それから計画内容の変更した分は、先ほど新たな区分が追加されましたよというところがございまして、移住定住等の新設だったり、子育て環境の確保というのは、今までなかった分が新設されたり、再生可能エネルギーの利用の促進というところが新設されたというようところが、前回から変わったところとなります。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 人口要件と財政力要件が見直されたということなのか、ちょっと前の数値等がわからなかったの。それで人口要件も概要だと長期だの中期だのというあれがあるんだけど、一部過疎の場合が旧の鳳来、作手地区の人口の減少が33%から34%で、それが今までは基準が28%なので、今まではそれがもっと高かったという意味なのか、その緩和というか、すると財政力が0.64という、この財政力というのは、鳳来と作手の財政力ということはないもので、新城市の財政力の一部分が、一部過疎も含めた新城市の財政力が0.64で、この数字というのが前は幾つだったのか。

その辺は要するに旧の数字が幾つで、要するに範囲が広がったのか、対象が緩和されたのかということだと思うんだけど、その辺の数値が、旧が幾つで今回が幾つかというのをちょっといただくと、そう緩和されたのかというのが分かるんですが。まずそれだけをお願いします。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 わかりやすい資料をお示しできればよかったです、すみません、口頭で申し上げます。

一部過疎財政力の要件でございますが、財政力指数の市町村平均、これが以前は0.51以下としていたものを今回は0.64以下と設定したとなっております。

それから人口減少率でございますが、すみません、一度整理してお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○小野田直美委員長 お願いします。

一度整理してお答えいただくということでもよろしいですか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 何がどう変わったかと、今言ってくれたほうがよかったです。一回整理

して、その旧と新でどう変わっているのかというのと、要件だけじゃなくて、この概要の仕様によると、それ以外にも支援措置の見直しという部分でいろいろ金額の見直しですとか、国税の減価償却の特例、地方税の減収補填措置、代行事業配慮措置、国庫補助率のかさ上げで金融措置とか、いろいろ概要書にはそういった項目の見直しがされたと書いてあるもので、それが前とどう違うのか、全く新たに設けられたことなのかとか、その辺もちょっとわかるように説明していただきたいんですけど、今すぐはちょっといいですので、また整理して出していただければと思います。

それからこの法律が今年の3月末で期限を迎えて新たにつくられたわけですけども、その計画期間が3年の4月1日からと、もう9月なのに4月1日からの計画というのも、ちょっと変だなと思ってるんですけど、これはいろいろ書類というか、県から示されたものとか、いろんな法律の関係もあるかもしれませんが、こういうのでいいのかなと。過去に遡って計画といっても、それで議決するんだけど。

それで追加議案だったもので、なかなか深く読み込むことができなかったんですけど、どうして追加議案にせざるを得なかったのか、計画が間に合わなかったのか、パブリックコメントはたしか7月ぐらいにやって、1件ぐらいしかなかったと思ったんですけど、なので当初の告示日に間に合わなかったのは、何か理由があったのかななんて思ってたんですけど、今回の計画とは関係ないですけど、その辺の経緯を少し。計画策定までの経緯というか、法律改正されて策定までの経緯と、議案上程に至るまでの経緯を少しお願いします。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 国からのいろいろな通知を待っておりましたが、新年度になりましてなかなか届かなかった部分がございます

す。ですので愛知県のほうともその協議をしながら、県も国からの通知が届いてないよということでしたが、愛知県と事前に相談させてもらいながら、作業としては進めてきたところでございます。

それでパブリックコメントに付すにしましても、まだ全然県との事前の調整程度で書かざるを得なかったです。それで国のほうからの、県を通じての指示としましては、4月1日から施行するものですから、できるだけ早く市町村の議会を通して施行できるようにということで、今回9月に追加という格好になりました。というのは、12月議会でも支障はないかもしれませんが、既に法は施行されているので、できることなら早くしなさいよという指示です。

それで今回、9月定例会で追加となってしまう分につきましては、新城市が愛知県に対して、事前にこの内容について、それ以前に協議はしていましたが、正式に愛知県に協議を出させていただいたのは8月の19日でした。

それで愛知県としましては、先ほど申し上げた県の方針というのを策定しておりまして、それで愛知県は国のほうに、総務大臣にその正式協議をかけておる段階で、愛知県にしてみれば、正式協議で同意の旨の通知が国から県に来たのが8月27日付だそうです。それで8月27日に国から正式に同意が得られたという報告が県から市に来たのが8月30日だったと。

それで正式な文書が届いたのは9月1日になりましたが、そういったスケジュール的なかなか近々というか、直近のなかなかスケジュールがない中で、急遽といえいいのでしょうか、時間が短い中でやっておりましたので、追加という形を出させていただいたということでございます。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 経過はわかりました。ちょっと追加で昨日の今日だったもので、ちょっといろいろ資料を印刷したり調べたけどなかなかのみ込めなかったもので、いかんせん、用意した資料があればいいんですけど、今追加でそれではちょっとその辺がわかりやすい資料を出していただけるということですので、よろしくをお願いします。

計画については4月1日からの計画を今から審議しておるといふ、それはやむを得ないと思います。国や県のやることですので、市がどうこうできる問題じゃないのかなと、わかりました。

それでいずれにしましても、さっき言った要件だけではなくて、その従前の措置と新たに見直された措置で、よりこの過疎地域にとって手厚くなった部分とか有利になった部分という、その辺の違いもわかるかと思う。

それで新しく追加された項目も、そういったものに基づいて新設されておるのかなとは思いますが、それに対する財政的な裏づけとか、その辺の措置とか、その辺もわかるとよりその過疎地域にとっては手厚くされているということがよくわかると思いますので。

旧鳳来、作手が過疎債が使えるわけですけど、今でも使えると思うんですけど、これを聞くとまた外れていくというのでやめようかな、また佐藤君のところに行ってもか、個人的に聞きますけど、有利なら何でもいいかということではないと思うし、その辺のことはまた別の議論になりますので、今回の計画についてはちょっとまだ読み込めてないですけど、今の時点での確認はほかの方の質疑も含めて大体わかりましたので、また追加の資料をよろしくをお願いします。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第136号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前11時8分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 **小野田直美**